

2019年12月

IFRS®基準 公開草案 ED/2019/7
設例

全般的な表示及び開示

コメント期限：2020年9月30日

(covid-19パンデミックにより2020年6月30日から変更)

提案とIAS第1号「財務諸表の表示」
の要求事項との比較を含む



IFRS®

公開草案「全般的な表示及び開示」 に関する設例

コメント期限：2020 年 9 月 30 日

(covid-19 パンデミックにより 2020 年 6 月 30 日から変更)

These Illustrative Examples accompany the Exposure Draft ED/2019/7 *General Presentation and Disclosures* (issued December 2019, see separate booklet). The proposals may be modified in the light of comments received before being issued in final form.. Comments need to be received by 30 September 2020 and should be submitted in writing to the address below, by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our ‘Open for comment documents’ page at: <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN for this part: 978-1-911629-65-8

ISBN for complete publication(three parts): 978-1-911629-62-7

Copyright © 2019 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the ‘IASB® logo’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘*IFRS for SMEs*®’, the *IFRS for SMEs*® logo, the ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案「全般的な表示及び開示」 に関する設例

コメント期限：2020 年 9 月 30 日

(covid-19 パンデミックにより 2020 年 6 月 30 日から変更)

これらの設例は、公開草案 ED/2019/7「全般的な表示及び開示」（2019 年 12 月公表、別冊参照）に付属するものである。提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、2020 年 9 月 30 日までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.org への電子メール又は我々の‘Open for comment documents’ページ (<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>) を用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト (www.ifrs.org) に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN（この部分）：978-1-911629-65-8

ISBN（本公表物全体（3 部構成））：978-1-911629-62-7

コピーライト © 2019 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.org に照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IASB® ロゴ’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

開始ページ

〔案〕 国際財務報告基準第 X 号「全般的な表示及び開示」

設 例	6
-----	---

はじめに	6
------	---

PART I — 表示及び開示の例示

純損益計算書

包括利益を表示する計算書

財政状態計算書

持分変動計算書

注記 1 — 営業損益の性質別の分析

注記 2 — 経営者業績指標及び通例でない収益及び費用

注記 3 — 組替調整額の分析

注記 4 — その他の包括利益の各内訳項目に係る税効果の分析

PART II — 財務業績計算書の追加的な設例

設例 II-1 — 主要な事業活動の過程で投資を行っている企業についての
財務業績計算書（不動産投資会社）

設例 II-2 — 主要な事業活動の過程で投資を行っている企業についての
財務業績計算書（保険会社）

設例 II-3 — 主要な事業活動の過程で投資を行い、主要な事業活動として顧客に
ファイナンスを提供している企業についての財務業績計算書（投資銀行兼
リテールバンク）

設例 II-4 — 主要な事業活動が 2 つあり、そのうちの 1 つが顧客へのファイナンスの
提供である企業についての財務業績計算書（顧客にファイナンスを提供している
製造業者）

PART III — 自己資本の開示

設例 III-1 — 規制対象金融機関ではない企業

設例 III-2 — 外部から課された自己資本の要求を遵守していない企業

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に関する設例の修正

提案と IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における要求事項との比較

公開草案「全般的な表示及び開示」に関する設例

これらの設例は、*IFRS* 第 X 号 [案] に付属しているが、その一部を構成するものではない。*IFRS* 第 X 号 [案] の諸側面を例示しているが、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものではない。

はじめに

- IE1 IFRS 第 X 号 [案] は、財務諸表における情報の表示及び開示に関する全般的な及び具体的な要求事項を示している。これらの設例は、企業が IFRS 第 X 号 [案] の表示及び開示の要求事項を満たすことのできる方法を例示している。IFRS 第 X 号 [案] の第 7 項から第 8 項、第 10 項、第 12 項、第 83 項及び第 97 項で述べているように、企業は表示又は開示の順序、計算書の表題及び科目に使用する名称を変更することができる。ただし、財務情報の表示及び開示に関する IFRS 基準における要求事項への遵守が条件とされる。
- IE2 設例は IFRS 基準のすべての側面を例示することを意図したものではなく、完全な 1 組の財務諸表を構成するものでもない。設例は IFRS 第 X 号 [案] の第 65 項及び第 82 項を適用する企業に要求される可能性のあるすべての科目を示しているわけではない。
- IE3 設例は次のように構成されている。
- (a) パート 1 — 表示及び開示の例示。このパートは、財務業績の計算書、財政状態計算書及び持分変動計算書の例を示しており、主要な事業活動の過程で投資をしておらず、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供してもいない製造会社についてのものである。したがって、この企業は IFRS 第 X 号 [案] の第 48 項又は第 51 項の要求事項を適用していない。投資から生じるすべての収益及び費用を投資区分に、現金及び現金同等物から生じるすべての収益及び費用を財務活動から生じるすべての収益及び費用とともに財務区分に分類している。パート 1 は、示した計算書に対するいくつかの注記の例も示している。
 - (b) パート 2 — 財務業績の計算書の追加的な設例。このパートは、主要な事業活動の過程で投資をしているか又は主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している（あるいはその両方）企業についての財務業績の計算書（の 1 セクション）の例を示している。したがって、そのような企業は IFRS 第 X 号 [案] の第 48 項又は第 51 項（あるいは両方）の要求事項を適用して、そうでなければ投資又は財務の区分に分類される一部の収益及び費用を営業区分に分類することになる。
 - (c) パート 3 — 自己資本の開示。このパートは、IFRS 第 X 号 [案] の第 111 項から第 112 項の要求事項の適用を例示した設例を示している。

Part I — 表示及び開示の例示

- IE4 XYZ グループは製造会社で、個別にかつ保有している他の資源とおおむね独立してリターンを生み出す資産に対する投資をしておらず、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供することもしていない。このパートは、XYZ グループの基本財務諸表及び注記のいくつかについて以下の例示を提供している。
- (a) 財務業績の計算書（純損益計算書及び包括利益を表示する計算書）
 - (b) 財政状態計算書
 - (c) 持分変動計算書
 - (d) 注記 1 — 営業費用の性質別の分析（IFRS 第 X 号 [案] の第 72 項で要求）
 - (e) 注記 2 — 経営者業績指標及び通例でない収益及び費用（IFRS 第 X 号 [案] の第 101 項及び第 106 項で要求（IFRS 第 X 号 [案] の B74 項も参照）
 - (f) 注記 3 — 組替調整額の分析（IFRS 第 X 号 [案] の第 77 項で要求）
 - (g) 注記 4 — その他の包括利益の各内訳項目に係る税効果の分析（IFRS 第 X 号 [案] の第 80 項で要求）
- IE5 このパートは XYZ グループの完全な 1 組の財務諸表を例示するものではない。例えば、下記の設例は提供していない。
- (a) キャッシュ・フロー計算書。IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に付属する設例が、当該計算書の例示を提供している。
 - (b) 20X1 年 1 月 1 日現在の財政状態計算書。XYZ グループは当該計算書を表示することを要求される。持分変動計算書において例示しているように、20X1 年 1 月 1 日現在の利益剰余金の遡及的な修正再表示を行っているからである（IFRS 第 X 号 [案] の第 36 項参照）。
 - (c) IFRS 基準で要求しているその他の開示。注記への相互参照は、関連する注記例をこのパートにおいて提供している場合にのみ含めている。
- IE6 このパートにおける例示の目的上、XYZ グループは、純損益とその他の包括利益を 2 つの計算書で表示する（IFRS 第 X 号 [案] の第 13 項(b)）。包括利益を表示する計算書に含まれるその他の包括利益の項目は税効果控除前で表示し、各区分において当該項目に係る法人所得税の総額についての単一の金額を示している（IFRS 第 X 号 [案] の第 81 項(b)）。XYZ グループは、IFRS 第 X 号 [案] の第 68 項に従って、費用機能法を用いた営業費用の分析が財務諸表利用者に最も有用な情報を提供すると判断している。また、流動項目を非流動項目と区別する財政状態計算書が利用者に最も有用な情報を提供すると判断している（IFRS 第 X 号 [案] の第 84 項）。

純損益計算書

XYZ グループ — 20X2 年 12 月 31 日に終了した年度の純損益計算書

(単位：通貨単位)

	注	20X2 年	20X1 年
収 益	2	347,000	335,000
売上原価	1, 2	<u>(237,100)</u>	<u>(219,900)</u>
売上総利益		109,900	115,100
その他の収益 ^(a)		3,800	4,100
販売費	1	(28,900)	(27,350)
研究開発費	1	(13,850)	(22,400)
一般管理費	1, 2	(25,180)	(25,060)
営業債権の減損損失	1	<u>(4,500)</u>	<u>(3,800)</u>
営業利益		41,270	40,590
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額		(600)	2,000
不可分の関連会社及び共同支配企業の処分に係る利得		<u>—</u>	<u>2,200</u>
営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用		40,670	44,790
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額		3,380	1,000
配当収益		<u>3,550</u>	<u>3,210</u>
財務及び法人所得税前利益		47,600	49,000
財務活動から生じる費用	2	(3,800)	(4,500)
引当金に係る割引の巻戻し		<u>(3,000)</u>	<u>(2,500)</u>
税引前利益		40,800	42,000
法人所得税費用	2	<u>(7,200)</u>	<u>(10,500)</u>
継続事業からの当期純利益		33,600	31,500
非継続事業からの当期純損失		<u>—</u>	<u>(5,500)</u>
当期純利益		<u><u>33,600</u></u>	<u><u>26,000</u></u>
下記に帰属する純利益：			
資本に分類される親会社に対する請求権の保有者		26,880	20,800
非支配持分		<u>6,720</u>	<u>5,200</u>
		<u><u>33,600</u></u>	<u><u>26,000</u></u>
継続企業からの純利益に係る 1 株当たり利益：			
基本的及び希薄化後		<u>0.67</u>	<u>0.66</u>
1 株当たり利益：			
基本的及び希薄化後		<u>0.67</u>	<u>0.55</u>

(a) IFRS 第 X 号 [案] の第 28 項は、「その他の収益」の内訳を注記において分析することを要求している。
しかし、そうした注記はこの例示に含めていない。

包括利益を表示する計算書

XYZ グループ — 20X2 年 12 月 31 日に終了した年度の包括利益を表示する計算書

(単位：通貨単位)

	注	20X2 年	20X1 年
当期純利益		33,600	26,000
永久に純損益の外で報告される再測定：			
資本性金融商品に対する投資に係る利得（損失）		3,500	(6,000)
確定給付年金制度の再測定に係る利得		3,200	1,400
不可分の関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額 ^(a)		(2,800)	1,000
不可分でない関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額 ^(a)		600	2,300
永久に純損益の外で報告される再測定に係る法人所得税 ^(a)	4	(1,675)	1,150
永久に純損益の外で報告される再測定の合計		2,825	(150)
将来において純損益に含められる可能性のある収益及び費用：			
在外営業活動体に係る換算差額	3	(5,600)	10,000
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る損失	3	(1,200)	(4,000)
将来において純損益に含まれる可能性のある収益及び費用に係る法人所得税	4	1,700	(1,500)
将来において純損益に含められる可能性のある収益及び費用の合計		(5,100)	4,500
当期のその他の包括利益（税引後）	4	(2,275)	4,350
当期包括利益合計額		31,325	30,350
下記に帰属する包括利益合計額：			
資本に分類される親会社に対する請求権の保有者		24,620	24,940
非支配持分		6,705	5,410
		31,325	30,350

- (a) この例示においては、不可分の関連会社及び共同支配企業及び不可分でない関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益は、永久に純損益の外で報告される再測定のみで構成されている。その他の包括利益が、将来において純損益に含まれる可能性のある項目を含んでいる不可分の関連会社及び共同支配企業又は不可分でない関連会社及び共同支配企業がある場合には、その金額を独立科目に表示することが要求される。

財政状態計算書

XYZ グループ — 20X2 年 12 月 31 日現在の財政状態計算書

(単位：通貨単位)

	20X2 年 12 月 31 日	20X1 年 12 月 31 日
資 産		
非流動資産		
有形固定資産	220,000	205,500
のれん	10,800	10,800
無形資産	14,000	19,500
不可分の関連会社及び共同支配企業に対する投資	12,600	13,200
不可分でない関連会社及び共同支配企業に対する投資	7,650	4,270
関連会社及び共同支配企業以外の資本性金融商品に対する投資	26,500	23,000
非流動資産合計	291,550	276,270
流動資産		
棚卸資産	55,500	52,500
営業債権	34,000	32,000
その他の流動資産	7,625	10,100
現金及び現金同等物	23,400	22,900
流動資産合計	120,525	117,500
資産合計	412,075	393,770
資本及び負債		
資本に分類される親会社に対する請求権の保有者に帰属する持分		
株式資本	110,000	100,000
利益剰余金	142,180	124,300
その他の包括利益累計額	2,480	4,740
資本に分類される親会社に対する請求権の保有者に帰属する持分合計	254,660	229,040
非支配持分	42,015	35,310
資本合計	296,675	264,350

(続く)

「全般的な表示及び開示」に関する設例

(続き)

非流動負債

長期借入金	50,000	55,000
繰延税金負債	4,800	8,600
長期性引当金	<u>15,000</u>	<u>12,000</u>
非流動負債合計	<u>69,800</u>	<u>75,600</u>

流動負債

買掛金及びその他の未払金	21,800	20,420
契約負債	6,200	7,200
短期借入金	4,000	6,000
長期借入金の流動部分	5,000	12,000
未払法人税等	5,100	4,800
短期性引当金	<u>3,500</u>	<u>3,400</u>
流動負債合計	<u>45,600</u>	<u>53,820</u>
負債合計	<u>115,400</u>	<u>129,420</u>
資本及び負債合計	<u>412,075</u>	<u>393,770</u>

XYZ グループ——20X2 年 12 月 31 日に終了した事業年度の持分変動計算書

(単位：通貨単位)

	株式 資本	利益 剰余金	資本性 金融商品 に対する 投資	確定 給付 年金 制度	不可分の関連会 社及び共同支配 企業のその他の 包括利益に対す る持分相当額	不可分でない関連会 社及び共同支配企 業のその他の包括利 益に対する持分相当 額	在外営 業活動 体の 換算	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	資本に分類され る親会社に対す る請求権の保有 者に帰属する 持分の合計	非支配 持分	資本合計
20X1 年 1 月 1 日 現在の残高	100,000	108,100	1,600	1,000	1,400	(1,400)	(4,000)	2,000	208,700	29,800	238,500
会計方針の変更	—	400	—	—	—	—	—	—	400	100	500
修正再表示後の残高	100,000	108,500	1,600	1,000	1,400	(1,400)	(4,000)	2,000	209,100	29,900	239,000
20X1 年度の持分変動											
配当金	—	(5,000)	—	—	—	—	—	—	(5,000)	—	(5,000)
純損益		20,800							20,800	5,200	26,000
その他の包括利益 ^(a)			(3,600)	840	1,000	2,300	6,000	(2,400)	4,140	210	4,350
当期包括利益合計額	—	20,800	(3,600)	840	1,000	2,300	6,000	(2,400)	24,940	5,410	30,350
20X1 年 12 月 31 日 現在の残高	100,000	124,300	(2,000)	1,840	2,400	900	2,000	(400)	229,040	35,310	264,350
20X2 年度の持分変動											
株式の発行	10,000	—	—	—	—	—	—	—	10,000	—	10,000
配当金	—	(9,000)	—	—	—	—	—	—	(9,000)	—	(9,000)
純損益		26,880							26,880	6,720	33,600
その他の包括利益 ^(a)			2,100	1,920	(2,800)	600	(3,360)	(720)	(2,260)	(15)	(2,275)
当期包括利益合計額	—	26,880	2,100	1,920	(2,800)	600	(3,360)	(720)	24,620	6,705	31,325
20X2 年 12 月 31 日 現在の残高	110,000	142,180	100	3,760	(400)	1,500	(1,360)	(1,120)	254,660	42,015	296,675

- (a) 資本性金融商品に対する投資、確定給付年金制度の再測定、不可分の関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額、不可分でない関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額、在外営業活動体の換算及びキャッシュ・フロー・ヘッジに含まれている金額は、各内訳項目についてのその他の包括利益（税金及び非支配持分を控除後の純額）を表している。例えば、20X1年度の資本性金融商品に対する投資に係るその他の包括利益における費用3,600は、6,000から税金1,500及び非支配持分900を控除したものである。

注記 1 — 営業費用の性質別の分析

下記の表は、純損益計算書に含まれている営業費用を費用性質法で分析したものである。その他諸費用は、いくつかの関連のない重要性のない金額で構成されており、そのうち最も大きいのは交通費の 700 貨幣単位 (CU) (20X2 年) 及び CU560 (20X1 年) である。

(単位：通貨単位)			
	注	20X2 年	20X1 年
製品及び仕掛品の在庫の増減		3,000	(3,700)
使用した原材料		(146,000)	(143,200)
棚卸資産の評価減の戻入れ	2	—	4,400
従業員給付	2	(107,000)	(104,600)
減価償却		(27,000)	(26,500)
償却		(5,500)	(5,300)
有形固定資産の減損	2	(5,000)	(4,500)
営業債権に係る減損損失		(4,500)	(3,800)
不動産税	2	(5,200)	(5,100)
訴訟費用	2	(1,900)	(5,200)
デリバティブに係る利得（損失）		(5,500)	2,200
その他諸費用		<u>(4,930)</u>	<u>(3,210)</u>
営業費用合計		(309,530)	(298,510)

(a) 「デリバティブに係る利得 (損失)」は、製造活動に関連したリスクを管理するために使用したデリバティブに係る利得・損失のうちヘッジ会計が適用されていないもので構成されている。

注記 2 — 経営者業績指標及び通例でない収益及び費用

当グループは、IFRS 第 X 号 [案] で定義されている 3 つの経営者業績指標を財務諸表利用者との財務コミュニケーションにおいて使用している。その 3 つの指標は「調整後の営業利益」、「調整後の純利益」及び「調整後の親会社の持分保有者の利益」である。

これらの経営者業績指標は、当グループの財務業績の一側面についての経営者の見方を提供している。それらは IFRS 基準で定められておらず、したがって他の企業が使用している外見上類似した指標と比較可能でない可能性がある。それらは IFRS 基準で定められた業績指標を補完するために提供しているものであり、IFRS 基準で定められた指標の代替となることを意図したものではない。

経営者業績指標は、下記の項目の影響について調整することによって計算されている。これらは、当グループの経営者の考えでは、趨勢を評価する際に区別して考慮すべきものである。

(1) 通例でない収益及び費用 — これらは、財務業績の計算書における他の項目と異なり、将来の数事業年度について発生が予想されないものである。

- (2) 収益調整 — 当グループは、契約負債を認識していたいくつかの企業を取得した。IFRS 第 3 号「企業結合」は、被取得企業の契約負債を取得日に公正価値で認識することを要求している。契約負債の公正価値は受け取った契約対価よりも低いため、当グループは、サービスを提供した際に、取得が行われていなかったならば被取得企業が認識していたであろう収益よりも少ない収益を認識した。経営者業績指標の計算にあたり、当グループは、認識した収益と受け取った対価との差額について調整している。

当グループは、当グループの経営者業績指標は財務諸表利用者が基礎となる収益性の趨勢（取得が当該グループの収益性に与える影響を含む）を評価するのに役立つと考えている。

20X2 年

当グループは 20X2 年において下記の通例でない項目を識別した。

税制改革

当グループの親会社は A 国にある。20X2 年に、A 国の政府は税制を改革し、当グループに影響与えた下記の変更を導入した。

- (1) オフショア法人所得税 — オフショア所得に影響を与える法人所得税率が 20X3 年 1 月 1 日以降 25%から 10%に引き下げられる。これはオフショア所得の累計額に係る繰延税金負債の計算に影響を与え、当該負債の CU4,000 の減少を生じさせる。その結果、当グループは、20X2 年度末に CU4,000 の税金収益を認識した。当グループは、このような大幅な税制改革は将来の数事業年度について発生せず、当グループがこのような税金収益を将来の数事業年度について認識することはないであろうと評価した。したがって、当グループはこの税金収益を通例でない収益として識別した。
- (2) 不動産税 — A 国の不動産諸税の 1 つが 20X3 年 1 月 1 日から廃止される。過去の複数の期間において、当グループはこの税金に関連した不動産税費用を認識した。20X2 年において当該費用は CU2,500 であった。この不動産税費用は将来の数事業年度について発生しないので、当グループはこの不動産税費用 CU2,500 を通例でない費用として識別した。A 国の不動産税は法人所得税から減算できる。

B 国におけるリストラクチャリング

当グループは、工場の 1 つを B 国から C 国に移転することを決定した。B 国における外国企業の営業を制限することとなる法律改正案によって生じた不確実性によるものである。リストラクチャリング費用 CU6,000 が認識され、その内訳は、工場スタッフの解雇費用 CU2,050、工場の機械の減損損失 CU3,350 及び借入金の消滅に係る損失 CU600（工場の操業及び工場の不動産に直接関連した銀行借入の条件変更から生じたもの）であった。当グループは、これらの費用を通例でない費用として識別した。このような大規模なリストラクチャリングを実施することは将来の数事業年度について予想しておらず、このような費用は大規模なリストラクチャリングからしか発生しないと予想されるからである。

「全般的な表示及び開示」に関する設例

(単位：通貨単位)

経営者 業績指標		通例でない項目についての調整			その他の 調整	IFRS 基準で 定められて いる指標
		オフショア 法人所得税	不動産税	B 国における リストラク チャリング	収益調整	
収益		—	—	—	(6,200)	
売上原価		—	—	(4,990)	—	
一般管理費		—	(2,500)	(410)	—	
調整後の営業利益 ／営業利益	55,370	—	(2,500)	(5,400)	(6,200)	41,270
財務活動から生じ る費用		—	—	(600)	—	
法人所得税		4,000	625	900	1,550	
調整後の純利益／ 純利益	41,225	4,000	(1,875)	(5,100)	(4,650)	33,600
非支配持分に帰属 する純利益(a)				(1,020)		
資本に分類される 親会社に対する請 求権の保有者に帰 属する調整後の純 利益／資本に分類 される親会社に対 する請求権の保有 者に帰属する純利 益	33,485	4,000	(1,875)	(4,080)	(4,650)	26,880

(a) この例示では、税制改革（オフショア法人所得税及び不動産税に影響を与えたもの）について非支配持分に帰属する金額はない。親会社レベルで生じたものだからである。また、収益調整について非支配持分に帰属する金額はない。当該収益は 100%所有子会社から生じているであろうからである。

資本に分類される親会社に対する請求権の保有者に帰属する調整後の純利益に係る

1 株当たり利益

基本的及び希薄化後

0.84

廃止される不動産税の税効果は、20X2 年度の不動産税の金額と 20X2 年度末に有効であった法人所得税率に基づいて計算される。B 国におけるリストラクチャリングの税効果は、B 国に関する当期税金と繰延税金の合理的な比例按分に基づいて計算される。収益調整の税効果は、顧客との契約条件及び 20X2 年度末に有効であった法人所得税率に基づいて計算される。オフショア法人所得税の税率の変更は、会計の目的上の税効果を有さない。

性質別の通例でない営業費用（注記 1 参照）

（単位：通貨単位）

営業費用	不動産税	B 国におけるリストラ クチャリング	合 計
従業員給付	—	(2,050)	(2,050)
有形固定資産の減損	—	(3,350)	(3,350)
不動産税	(2,500)	—	(2,500)

20X1 年

当グループは 20X1 年において下記の通例でない項目を識別した。

原材料の評価減の戻入れ

当グループは、原材料を購入し保有している。これは当グループの生産工程において消費され、したがって最終製品の一部を構成するものではない。20X0 年度中に、当該原材料の大口の消費国である D 国が巨大地震に見舞われ、当該原材料に対する市場の需要が著しく低下した。これはさらに市場価格の急激な低下を生じさせた。その結果、当グループは当該原材料の評価減 CU4,900 を 20X0 年度末に認識し、それを通例でない費用に分類した。しかし、20X1 年度中に、当該原材料の価格が回復した。このため、20X1 年度末に、当グループは評価減の戻入れ CU4,400 を認識した。当グループはこの戻入れを通例でない項目として識別した。この通例でない項目は、営業費用の性質別の分析において「棚卸資産の評価減の戻入れ」に含まれている（注記 1 参照）。

裁判案件 E から生じた訴訟費用

訴訟費用 CU3,500 が裁判案件 E から生じた。この案件において当グループは、当グループが製品の 1 つのラベル貼付を誤った後に生じた損害についての費用を認識した。当グループはそれ以降、ラベル貼付の手続を是正するための対策を取った。当グループはこの訴訟費用を通例でない費用として識別した。この通例でない費用は、営業費用の性質別の分析において「訴訟費用」に含まれている（注記 1 参照）。

「全般的な表示及び開示」に関する設例

(単位：通貨単位)

経営者 業績指標		通例でない項目についての調整		その他の	IFRS 基準で
		原材料の評価減の 戻入れ	裁判案件 E から生 じた訴訟費用	調整 収益調整	定められて いる指標
収益		—	—	(8,800)	
売上原価		4,400	—	—	
一般管理費		—	(3,500)	—	
調整後の営業利益 ／営業利益	48,490	4,400	(3,500)	(8,800)	40,590
法人所得税		—	—	2,200	
調整後の純利益／ 純利益	31,700	4,400	(3,500)	(6,600)	26,000
非支配持分に帰属 する純利益(a)		880	—	—	
資本に分類される 親会社に対する請 求権の保有者に帰 属する調整後の純 利益／資本に分類 される親会社に対 する請求権の保有 者に帰属する純利 益	27,380	3,320	(3,500)	(6,600)	20,800

- (b) この例示では、裁判案件 E から生じた訴訟費用について非支配持分に帰属する金額はない。親会社レベルで生じたものだからである。また、収益調整について非支配持分に帰属する金額はない。当該収益は 100% 所有子会社から生じているであろうからである。

資本に分類される親会社に対する請求権の保有者に帰属する調整後の純利益に係る

1 株当たり利益

基本的及び希薄化後

0.72

収益調整の税効果は、顧客との契約条件及び 20X1 年度末に有効であった法人所得税率に基づいて計算される。裁判案件 E から生じた訴訟費用及び原材料の評価減の戻入れは、損金算入又は益金算入されないため、税効果を有さない。

注記 3 — 組替調整額の分析

下記の表は、将来に所定の条件が満たされた場合に純損益に含められるその他の包括利益の内訳項目の組替調整額を分析したものである。20X2 年度及び 20X1 年度に在外営業活動体の処分はなく、したがって表示している年度について組替調整額はない。

(単位：通貨単位)

	20X2 年	20X1 年
将来において純損益に含められる可能性のある収益及び費用		
在外営業活動体の換算に係る為替差額	(5,600)	10,000
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る損失		
当期中に生じた損失	(5,200)	(4,000)
差引：純損益に含めた損失に係る組替調整額	4,000	(4,000)

注記 4 — その他の包括利益の各内訳項目に係る税効果の分析

(単位：通貨単位)

	20X2 年			20X1 年		
	税引前 の金額	税金（費 用）便益	税引後 の金額	税引前 の金額	税金（費 用）便益	税引後 の金額
永久に純損益の外で報告される再測定						
資本性金融商品に対する投資に係る利得（損失）	3,500	(875)	2,625	(6,000)	1,500	(4,500)
確定給付年金制度の再測定に係る利得	3,200	(800)	2,400	1,400	(350)	1,050
不可分の関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額	(2,800)	—	(2,800)	1,000	—	1,000
不可分でない関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額	600	—	600	2,300	—	2,300
将来において純損益に含められる可能性のある収益及び費用						
在外営業活動体の換算に係る為替差額	(5,600)	1,400	(4,200)	10,000	(2,500)	7,500
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る損失	(1,200)	300	(900)	(4,000)	1,000	(3,000)
その他の包括利益	(2,300)	25	(2,275)	4,700	(350)	4,350

Part II — 財務業績の計算書の追加的な設例

IE7 このパートは、下記の主要な事業活動についての財務業績の計算書（の 1 セクション）の例示を提供している。

- (a) 設例 II-1 — 主要な事業活動の過程で投資を行っている企業 — 不動産投資会社（営業費用を性質別に分析）
- (b) 設例 II-2 — 主要な事業活動の過程で投資を行っている企業 — 保険会社（営業費用を機能別に分析）
- (c) 設例 II-3 — 主要な事業活動の過程で投資を行い、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業 — 投資銀行兼リテールバンク（営業費用を性質別に分析）
- (d) 設例 II-4 — 2 つの主要な事業活動があり、そのうちの 1 つが顧客へのファイナンスの提供である企業 — 顧客にファイナンスを提供している製造業者（営業費用を機能別に分析）

設例 II-1 — 主要な事業活動の過程で投資を行っている企業（不動産投資会社）の財務業績計算書

IE8 下記の例は、AA グループの財務業績計算書を例示している。この設例の目的上、

- (a) AA グループの主要な事業活動は、賃貸料の稼得及び資本増価のための不動産の保有である。すなわち、個別にかつ自社の他の資源とおおむね独立してリターンを生み出す資産に対して投資している（IFRS 第 X 号 [案] の第 47 項から第 48 項）。
- (b) AA グループは、投資不動産を IAS 第 40 号「投資不動産」における公正価値モデルを使用して会計処理している。
- (c) AA グループは、単一の純損益及びその他の包括利益の計算書を作成している（IFRS 第 X 号 [案] の第 13 項(a)）。その他の包括利益の部に含まれているその他の包括利益の項目は、関連する税効果を控除後の純額で表示されている（IFRS 第 X 号 [案] の第 81 項(a)）。
- (d) AA グループは、IFRS 第 X 号 [案] の第 68 項に従って、費用性質法を用いた営業費用の分析が財務諸表利用者に最も有用な情報を提供すると判断した。

AA グループ — 20X2 年 12 月 31 日に終了した年度の財務業績計算書

(単位：通貨単位)

	20X2 年	20X1 年
賃貸収益	130,700	127,900
土地に係る使用権資産の減価償却	(15,800)	(15,600)
メンテナンス及び不動産サービス収益	38,900	38,200
メンテナンス及び不動産サービス費用	<u>(42,500)</u>	<u>(42,800)</u>
正味賃貸収益	111,300	107,700
投資不動産の処分に係る利得（損失）	1,520	(6,420)
投資不動産に係る公正価値損失	(34,700)	(29,100)
従業員給付費用	(26,000)	(26,200)
その他の費用 ^(a)	<u>(5,720)</u>	<u>(5,780)</u>
営業利益	46,400	40,200
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	<u>4,250</u>	<u>4,600</u>
営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用	50,650	44,800
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	(3,450)	1,350
配当収益	<u>4,100</u>	<u>2,800</u>
財務及び法人所得税前利益	51,300	48,950
リース負債に係る利息費用	(3,200)	(3,400)
財務活動から生じるその他の費用	<u>(3,300)</u>	<u>(3,500)</u>
税引前利益	44,800	42,000
法人所得税費用	<u>(11,200)</u>	<u>(10,500)</u>
継続事業からの当期純利益	33,600	31,500
非継続事業からの当期純損失	<u>—</u>	<u>(5,500)</u>
当期純利益	<u>33,600</u>	<u>26,000</u>
永久に純損益の外で報告される再測定（税引後）：		
資本性金融商品に対する投資に係る利得（損失）	2,625	(4,500)
確定給付年金制度の再測定に係る利得	2,400	1,050
不可分の関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額 ^(b)	(2,800)	1,000
不可分でない関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額 ^(b)	<u>600</u>	<u>2,300</u>
永久に純損益の外で報告される再測定の合計	<u>2,825</u>	<u>(150)</u>
将来において純損益に含められる可能性のある収益及び費用：		
在外営業活動体に係る換算差額	(4,200)	7,500
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る損失	<u>(900)</u>	<u>(3,000)</u>
将来において純損益に含められる可能性のある収益及び費用の合計	<u>(5,100)</u>	<u>4,500</u>
当期のその他の包括利益（税引後）	<u>(2,275)</u>	<u>4,350</u>
当期包括利益合計額	<u>31,325</u>	<u>30,350</u>

「全般的な表示及び開示」に関する設例

下記に帰属する純利益：

資本に分類される親会社に対する請求権の保有者	26,880	20,800
非支配持分	<u>6,720</u>	<u>5,200</u>
	<u><u>33,600</u></u>	<u><u>26,000</u></u>

下記に帰属する包括利益合計額：

資本に分類される親会社に対する請求権の保有者	24,620	24,940
非支配持分	<u>6,705</u>	<u>5,410</u>
	<u><u>31,325</u></u>	<u><u>30,350</u></u>

継続企業からの純利益に係る 1 株当たり利益：

基本的及び希薄化後	<u>0.67</u>	<u>0.66</u>
-----------	-------------	-------------

1 株当たり利益：

基本的及び希薄化後	<u>0.67</u>	<u>0.55</u>
-----------	-------------	-------------

- (a) IFRS 第 X 号 [案] の第 28 項は、「その他の費用」の内訳を注記において分析することを要求している。しかし、そうした注記はこの例示に含めていない。
- (b) この例示においては、不可分の関連会社及び共同支配企業及び不可分でない関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益は、永久に純損益の外で報告される再測定のみで構成されている。その他の包括利益が、将来において純損益に含められる可能性のある項目を含んでいる不可分の関連会社及び共同支配企業又は不可分でない関連会社及び共同支配企業がある場合には、その金額を独立科目に表示することが要求される。

設例 II-2 — 主要な事業活動の過程で投資を行っている企業（保険会社）の財務業績計算書

IE9 下記の例は、BB グループの財務業績計算書の純損益の部を例示している。この設例の目的上、

- (a) BB グループの主要な事業活動は、保険カバーの提供である。主要な事業活動の過程で、個別にかつ自社の他の資源とおおむね独立してリターンを生み出す金融資産に投資している（IFRS 第 X 号 [案] の第 47 項から第 48 項）。主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供してはいない（IFRS 第 X 号 [案] の第 51 項）。
- (b) BB グループは、2017 年公表の IFRS 第 17 号「保険契約」を適用している。
- (c) BB グループは、単一の純損益及びその他の包括利益の計算書を作成している（IFRS 第 X 号 [案] の第 13 項(a)）。設例では純損益の部のみを示している。
- (d) BB グループは、IFRS 第 X 号 [案] の第 68 項に従って、費用機能法を用いた営業費用の分析が財務諸表利用者に最も有用な情報を提供すると判断した。

BB グループ — 20X2 年 12 月 31 日に終了した年度の財務業績計算書

(単位：通貨単位)

	20X2 年	20X1 年
保険収益	138,200	133,800
保険サービス費用	(107,000)	(106,000)
保険サービス損益	31,200	27,800
実効金利法で計算した金利収益	21,500	22,000
その他の投資収益	95,500	81,000
信用減損損失	(9,000)	(11,000)
保険金融費用	(85,900)	(84,000)
正味金融損益	22,100	8,000
その他の費用 ^(a)	(3,100)	(4,600)
営業利益	50,200	31,200
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	(3,200)	1,500
営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用	47,000	32,700
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	(2,200)	3,300
財務及び法人所得税前利益／税引前利益	44,800	36,000
法人所得税費用	(11,200)	(9,000)
当期純利益	33,600	27,000

(a) IFRS 第 X 号 [案] の第 28 項は、「その他の費用」の内訳を注記において分析することを要求している。しかし、そうした注記はこの例示に含めていない。

設例 II-3 — 主要な事業活動の過程で投資を行い、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業（投資銀行兼リテールバンク）の財務業績計算書

IE10 下記の例は、CC グループの財務業績計算書の純損益の部を例示している。この設例の目的上、

- (a) CC グループの主要な事業活動は、投資、トレーディング及びリテールバンキングである。すなわち、主要な事業活動の過程で、個別にかつ自社の他の資源とおおむね独立してリターンを生み出す資産に投資しており（IFRS 第 X 号 [案] の第 47 項から第 48 項）、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している（IFRS 第 X 号 [案] の第 51 項）。
- (b) CC グループは、単一の純損益及びその他の包括利益の計算書を作成している（IFRS 第 X 号 [案] の第 13 項(a)）。設例では純損益の部のみを示している。
- (c) CC グループは、IFRS 第 X 号 [案] の第 68 項に従って、費用性質法を用いた営業費用の分析が財務諸表利用者に最も有用な情報を提供すると判断した。

「全般的な表示及び開示」に関する設例

- (d) CC グループの会計方針は、財務活動並びに現金及び現金同等物から生じるすべての収益及び費用を営業区分に表示するというものである（IFRS 第 X 号 [案] の第 51 項(b)）。この会計方針は、選択を認めている IFRS 第 X 号 [案] の第 51 項に整合している。その結果、CC グループは、財務及び法人所得税前利益の小計を表示することができない（IFRS 第 X 号 [案] の第 64 項）。

CC グループ — 20X2 年 12 月 31 日に終了した年度の財務業績計算書

（単位：通貨単位）

	20X2 年	20X1 年
実効金利法で計算した金利収益	356,000	333,800
金利費用	<u>(281,000)</u>	<u>(259,000)</u>
正味金利収益	<u>75,000</u>	<u>74,800</u>
報酬及び手数料収益	76,800	74,300
報酬及び手数料費用	<u>(45,300)</u>	<u>(44,800)</u>
正味報酬及び手数料収益	<u>31,500</u>	<u>29,500</u>
正味トレーディング収益	9,100	900
正味投資収益	11,600	7,800
信用減損損失	(17,300)	(19,100)
従業員給付	(55,100)	(49,500)
減価償却	(4,200)	(3,900)
償却	(2,500)	(2,050)
その他の営業費用 ^(a)	<u>(5,100)</u>	<u>(4,550)</u>
営業利益	43,000	33,900
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	<u>(2,400)</u>	<u>(1,800)</u>
営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用	40,600	32,100
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	<u>4,200</u>	<u>3,900</u>
税引前利益	44,800	36,000
法人所得税費用	<u>(11,200)</u>	<u>(9,000)</u>
当期純利益	<u>33,600</u>	<u>27,000</u>

- (a) IFRS 第 X 号 [案] の第 28 項は、「その他の費用」の内訳を注記において分析することを要求している。しかし、そうした注記はこの例示に含めていない。

設例 II-4 — 2 つの主要な事業活動があり、そのうちの 1 つが顧客へのファイナンスの提供である企業（顧客にファイナンスを提供している製造業者）の財務業績計算書

IE11 下記の例は、DD グループの財務業績計算書の純損益の部を例示している。この設例の目的上、

- (a) DD グループは製造業者である。同グループは、顧客が製品を購入できるようにするため、主要な事業活動として顧客にファイナンスも提供している (IFRS 第 X 号[案] の第 51 項)。
- (b) DD グループは、単一の純損益及びその他の包括利益の計算書を作成している (IFRS 第 X 号 [案] の第 13 項(a))。設例では純損益の部のみを示している。
- (c) DD グループは、IFRS 第 X 号 [案] の第 68 項に従って、費用機能法を用いた営業費用の分析が財務諸表利用者に最も有用な情報を提供すると判断した。
- (d) DD グループの会計方針は、財務活動並びに現金及び現金同等物から生じるすべての収益及び費用を営業区分に含めるのではなく、財務活動並びに現金及び現金同等物から生じる収益及び費用のうち顧客へのファイナンスの提供に関連するもののみを営業区分に含めるというものである (IFRS 第 X 号 [案] の第 51 項(a))。この会計方針は、選択を認めている IFRS 第 X 号 [案] の第 51 項に整合している。

「全般的な表示及び開示」に関する設例

DD グループ — 20X2 年 12 月 31 日に終了した年度の財務業績計算書

(単位：通貨単位)

	20X2 年	20X1 年
商品の販売による収益	390,000	355,000
売上原価	(285,000)	(270,000)
商品の販売から生じる売上総利益	105,000	85,000
顧客へのファイナンスの提供に関連した金利収益（実効金利法で計算）	119,500	121,000
顧客へのファイナンスの提供に関連した費用	(110,000)	(100,800)
顧客へのファイナンスの提供から生じる売上総利益	9,500	20,200
販売費	(28,900)	(26,300)
研究開発費	(15,800)	(15,400)
一般管理費	(22,900)	(23,600)
営業利益	46,900	39,900
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	4,700	1,300
営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用	51,600	41,200
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	(3,400)	1,200
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じる収益	4,200	1,500
ポートフォリオ管理手数料	(3,700)	(3,600)
財務（顧客以外）及び法人所得税前利益	48,700	40,300
顧客へのファイナンスの提供に関連しない借入に係る金利費用	(3,800)	(3,500)
借入に係る為替差損 ^(a)	(3,600)	(4,200)
顧客へのファイナンスの提供に関連しない現金及び現金同等物に係る金利収益	3,500	3,400
税引前利益	44,800	36,000
法人所得税費用	(11,200)	(9,000)
当期純利益	33,600	27,000

(a) この例においては、借入金に係る為替差損の中で顧客へのファイナンスの提供に関連したものはない。

Part III — 自己資本の開示

設例III-1 — 規制対象金融機関以外の企業

IE12 下記の例は、金融機関ではなく、外部から課された自己資本規制の対象となっていない企業についての IFRS 第 X 号 [案] の第 111 項から第 112 項の適用を例示している。この例では、企業が負債・修正後自己資本比率を使って自己資本をモニターしている。他の企業は異なる方法を使って資本をモニターしているかもしれない。この例はまた、相対的に単純なものとなっている。IFRS 第 X 号 [案] の第 111 項から第 112 項の要求事項を満たすためにどの程度詳細に開示するのかどうかは、企業がその状況に照らして決定する。それらの要求事項を満たす開示の様式及び内容を決定する際に、企業は

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44A 項から第 44E 項に示されている開示要求も考慮する。

事実関係

グループ A は自動車を製造し販売している。グループ A には、主としてリースによって顧客にファイナンスを提供する金融子会社が含まれている。グループ A は外部から課された自己資本規制の対象とはなっていない。

開示例

当該グループが自己資本を管理する目的は次のとおりである。

- 継続企業として存続するための企業の能力を維持すること、すなわち、企業が継続して株主にリターンを提供し、他の利害関係者に便益を供与できること
- リスクの規模と整合性のとれた商品とサービスの価格設定を行うことにより、株主に対して適切なリターンを提供すること

当グループでは、リスクに比例した自己資本の金額を定めている。当グループでは資本構成を管理し、経済状況及び対象資産のリスク特性の変化に対応した修正をしている。資本構成を維持又は調整するために、当グループは、株主に対して支払配当の金額を調整したり、株主に対して資本を償還したり、新株を発行したり、又は資産の売却による債務の削減を行うかもしれない。

業界他社と同様に、当グループは負債・調整後自己資本比率に基づいて自己資本をモニターしている。この比率は正味債務額を調整後自己資本で除することで算出される。正味負債額は負債合計額（財政状態計算書に示される金額）から現金及び現金同等物を差し引いて算出される。調整後自己資本は、キャッシュ・フロー・ヘッジに関する資本に累積された金額を除き、資本のすべての内訳項目（すなわち、株式資本、資本剰余金、非支配持分、利益剰余金及び再評価剰余金）及び劣後債の一部を含んでいる。

20X2 年度中において、当該グループの戦略は、20X1 年から変わっていないが、負債・調整後資本比率を 6 : 1 から 7 : 1 の間の下限に維持することである。これにより、ダブル B の格付を維持することによって合理的な費用による資金調達が確保されることになる。20X2 年 12 月 31 日及び 20X1 年 12 月 31 日時点の負債・調整後自己資本比率は次のとおりであった。

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	20X2 年 12 月 31 日 百万 CU	20X1 年 12 月 31 日 百万 CU
負債合計	1,000	1,100
減算：現金及び現金同等物	(90)	(150)
正味負債額	910	950
資本合計	110	105
加算：劣後負債性金融商品	38	38
減算：キャッシュ・フロー・ヘッジに関して資本に累積された金額	(10)	(5)
調整後自己資本	138	138
負債・調整後自己資本比率	6.6	6.9

20X2 年中の負債・調整後自己資本比率の減少は、主として子会社 Z 社の売却によって生じた正味債務額の減少によるものであった。正味債務額の減少、利益率の改善及び管理対象とされている営業債権の残高水準の低下の結果、20X2 年度の支払配当は CU2.8 百万に増加した（20X1 年度は CU2.5 百万であった）。

設例 III-2 — 外部から課された自己資本の要求を遵守していない企業

IE13 下記の例は、当期中に企業が外部から課された自己資本規制を遵守しなかった場合における第 111 項(e)の適用例を示している。他の開示は IFRS 第 X 号 [案] の第 111 項から第 112 項の他の要求事項に従うように提供されることになる。

事実関係

A 社は顧客に金融サービスを提供しており、規制当局 B が課す自己資本規制の対象となっている。20X2 年 12 月 31 日に終了した年度中に、A 社は規制当局 B が課した自己資本規制を遵守しなかった。20X2 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表において、A 社は当該違反に関して下記の開示を提供する。

開示例

A 社は、20X2 年 10 月 20 日に、20X2 年 9 月 30 日時点の規制上の自己資本に関する四半期報告書を提出した。当該日時点における A 社の規制上の自己資本は、規制当局 B が課す自己資本規制を CU1 百万下回っていた。結果として A 社は、どのように規制上の自己資本を必要額まで増加させるかに関する計画を規制当局へ提出しなければならなかった。A 社は、20X2 年第 4 四半期中に非上場持分証券のポートフォリオ、帳簿価額 CU11.5 百万の一部を売却する計画を提出した。20X2 年第 4 四半期中に、A 社は固定利付投資ポートフォリオを CU12.6 百万で売却し、当該自己資本規制を満たした。

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に付属する設例の修正

第 1 の設例（A—金融機関以外の企業のキャッシュ・フロー計算書）において、以下を修正する。設例の表題、第 1 項、連結包括利益計算書の例示、連結財政状態計算書の例示、直接法のキャッシュ・フロー計算書の例示及び間接法のキャッシュ・フロー計算書の例示である。第 2 の設例（B — 金融機関のキャッシュ・フロー計算書）において、表題、第 1 項及び直接法のキャッシュ・フロー計算書の例示を修正する。新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している。

A 金融機関以外の顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動としていない企業のキャッシュ・フロー計算書

- 1 本設例は当期の金額のみを示している。前期の~~対応する金額比較情報をIAS第1号「財務諸表の表示」~~IFRS第X号「案」「全般的な表示及び開示」に従って表示することが求められている。

...

20X2年に終了した期間の連結包括利益計算書^(a)

売 上 高	30,650
売上原価	(26,000) 26,450
売上総利益	<u>4,650</u> 4,200
減価償却費	(450)
販売費及び一般管理費	(910)
営業利益	<u>3,290</u>
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	(20)
営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用	<u>3,270</u>
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	70
利息費用	(400)
投資収益	<u>500</u> 450
財務及び法人所得税前利益	<u>3,790</u>
利息費用	(400)
為替差損	(40)
税引前利益	<u>3,350</u>
法人所得税	(300)
純利益	<u>3,050</u>

(a) この企業は、20X2 年に終了した期間においてその他の包括利益の内訳項目を何も認識しなかった。

20X2 年末現在の連結財政状態計算書

	20X2	20X1
資 産		
流動資産		
現金及び現金同等物	230	160
受取債権	1,900	1,200
棚卸資産	1,000	1,950
非流動資産		
<u>不可分の関連会社及び共同支配企業に対する投資</u>	<u>800</u>	<u>820</u>
<u>不可分でない関連会社及び共同支配企業に対する投資</u>	<u>500</u>	<u>430</u>
<u>関連会社及び共同支配企業以外の資本性金融商品に対する投資</u>	1,200	1,250
<u>ポートフォリオ投資</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>
有形固定資産—取得原価	3,730	1,910
—減価償却累計額	(1,450)	(1,060)
有形固定資産—差引	2,280	850
<u>無形資産</u>	<u>400</u>	<u>500</u>
資産合計	<u>7,910</u>	<u>6,660</u>
	<u>8,310</u>	<u>7,160</u>
負 債		
流動負債		
営業債務	250	1,890
未払利息	230	100
未払税金	400	1,000
非流動負債		
長期負債	2,300	1,040
負債合計	3,180	4,030
株主資本		
株式資本	1,500	1,250
利益剰余金	3,230	1,380
	<u>3,630</u>	<u>1,880</u>
株主資本合計	<u>4,730</u>	<u>2,630</u>
	<u>5,130</u>	<u>3,130</u>
負債及び株主資本合計	<u>7,910</u>	<u>6,660</u>
	<u>8,310</u>	<u>7,160</u>

直接法によるキャッシュ・フロー計算書（第18項(a)）

20X2

営業活動によるキャッシュ・フロー

顧客からの収入	30,150	
仕入先及び従業員への支出	(27,600)	
営業活動による現金生成額		
法人所得税控除前の営業活動から生じる現金	2,550	
利息支払額	(270)	
法人所得税支払額	(900)	
営業活動からの現金純額		<u>1,380</u>
		<u>1,650</u>

投資活動によるキャッシュ・フロー

子会社Xの取得、取得した現金控除後（注記 A）	(550)	
有形固定資産の購入（注記 B）	(350)	
設備の売却による収入	20	
利息受取額	200	
不可分の関連会社及び共同支配企業からの配当金受取額	120	
不可分でない関連会社及び共同支配企業からの配当金受取額	20	
関連会社及び共同支配企業以外の資本性金融商品に対する投資からの配当金受取額	200	
投資活動において使用されたからの現金純額		<u>(480)</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー

株式の発行による収入	250	
長期借入金による収入	250	
リース負債の返済額	(90)	
利息支払額	(270)	
配当金支払額 ^(a)	(1,200)	
財務活動において使用されたからの現金純額		<u>-(790)</u>
		<u>(1,060)</u>

現金及び現金同等物の純増加額	110
現金及び現金同等物期首残高（注記 C）	120
現金及び現金同等物期末残高（注記 C）	<u>230</u>

(a) 営業活動によるキャッシュ・フローとして表示することもできる。

間接法によるキャッシュ・フロー計算書（第18項(b)）

20X2

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前利益	3,350
営業利益	<u>3,290</u>
調整：	
減価償却費	<u>450</u>
償却費	<u>350</u>
為替差損	100
投資利益	40
利息費用	<u>(500)</u>
	3,740
売掛金及びその他の債権の増加額	(500)
棚卸資産の減少額	1,050
営業債務の減少額	<u>(1,740)</u>
営業活動による現金生成額	2,550
法人所得税控除前の営業活動から生じる現金	<u>2,550</u>
利息支払額	<u>(270)</u>
法人所得税支払額	<u>(900)</u>

営業活動からの現金純額 1,380
1,650

投資活動によるキャッシュ・フロー

子会社Xの取得、取得した現金控除後（注記 A）	(550)
有形固定資産の購入（注記 B）	(350)
設備の売却による収入	20
利息受取額	200
不可分の関連会社及び共同支配企業からの配当金受取額	<u>120</u>
不可分でない関連会社及び共同支配企業からの配当金受取額	<u>20</u>
関連会社及び共同支配企業以外の資本性金融商品に対する投資からの配当金受取額	<u>200</u>
	<u>60</u>

投資活動において使用されたからの現金純額 (480)

財務活動によるキャッシュ・フロー

株式の発行による収入	250	
長期借入金による収入	250	
リース負債の返済額 ^(a)	(90)	
<u>利息支払額</u>	<u>(270)</u>	
配当金支払額 ^(b)	(1,200)	
		<u>-(790)</u>
財務活動において使用された <u>からの現金純額</u>		<u>(1,060)</u>
現金及び現金同等物の純増加額		110
現金及び現金同等物期首残高（注記 C）		120
現金及び現金同等物期末残高（注記 C）		<u>230</u>

(a) 「リース負債の返済額」には、リース負債の元本部分とリース負債の利息部分の両方についての現金支払が含まれている。

(b) ~~営業活動によるキャッシュ・フローとして表示することもできる。~~

B 金融機関主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業のキャッシュ・フロー計算書

- 1 本設例は当期の金額のみを示している。前期の比較対象金額比較情報をIAS第1号「財務諸表の表示」IFRS第X号〔案〕「全般的な表示及び開示」に従って表示することが求められている。

...

直接法のキャッシュ・フロー計算書（第18項(a)）

20X2

営業活動によるキャッシュ・フロー

利息 ^(a) 及び手数料受取額	28,447
	<u>28,747</u>
利息支払額 ^(a)	(23,463)
過年度に償却した債権の回収額	237
従業員及び仕入先に対する支出	(997)
	<u>4,224</u>
	<u>4,524</u>

営業資産の（増加）減少：

短期資金	(650)
規制目的又は通貨管理目的の預託金	234
顧客に対する貸出	(288)
クレジット・カード債権の純増加額	(360)
その他の短期譲渡可能証券	(120)

営業負債の増加（減少）：

顧客の預金	600
譲渡性預金	(200)
	<u>3,440</u>
法人所得税控除前の営業活動から生じる現金純額	<u>3,740</u>
法人所得税支払額	(100)

営業活動からの現金純額	<u>3,340</u>
	<u>3,640</u>

投資活動によるキャッシュ・フロー

子会社 Y の売却	50	
<u>資本性金融商品に対する投資からの配当金受取額</u>	200	
利息受取額	300	
売買目的以外の有価証券の売却による収入	1,200	
売買目的以外の有価証券の購入	(600)	
有形固定資産の購入	(500)	
投資活動からの現金純額		<u>650350</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー

借入資金の調達	1,000	
子会社による優先株式の発行	800	
長期借入金の返済	(200)	
その他の借入金の純減少額	(1,000)	
配当金支払額	(400)	
財務活動からの現金純額		200
現金及び現金同等物に対する為替レートの変動の影響		600
現金及び現金同等物の純増加額		4,790
現金及び現金同等物期首残高		4,050
現金及び現金同等物期末残高		<u>8,840</u>

(a) 企業はこれらのキャッシュ・フローのそれぞれを単一の区分に分類すべきである。

提案と IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における要求事項との比較

以下の表は、当審議会が IAS 第 1 号から新しい IFRS 基準に文言の限定的な変更を加えるのみで引き継ぐことを提案している要求事項を見え消しで示している。IFRS 第 X 号 [案] において灰色で示した各項もこれらの要求事項を示している。IFRS 第 X 号 [案] において太字で示している箇所は表では太字で示しておらず、定義されている用語が最初に現れる際に下線（原文では斜体）にしている。脚注は含めていない。

IFRS 第 X 号 [案] において、「[案] 他の IFRS 基準の修正」のセクションは、当審議会が IAS 第 1 号から他の IFRS 基準に移すことを提案している各項を含んでおり、当該各項の修正案を記載している。

IAS 第 1 号 の項番号	改訂後の内容（新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している）	新たな項番号
	範 囲	
IAS 1.2	企業は、 <u>国際財務報告基準（IFRS）に準拠した IFRS 基準を適用して作成する一般目的財務諸表を作成し表示する際に</u> において情報の表示及び開示を行うにあたり、本基準 [案] を適用しなければならない。	IFRS X.2
IAS 1.3	他の IFRS 基準が、個別の取引及びその他の事象についての認識、測定、 <u>表示及び開示</u> に関する要求事項を示している。	IFRS X.4
IAS 1.4	本基準 [案] は、IAS 第 34 号「期中財務報告」に従って作成される要約期中財務諸表の <u>構成と内容における情報の表示及び開示</u> には適用されない。しかし、 <u>第 15 項から第 35 項第 25 項から第 30 項、第 100 項から第 110 項及び第 118 項</u> は、そうした財務諸表に適用される。	IFRS X.5
	本基準 [案] は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に従って連結財務諸表を表示する企業や IAS 第 27 号「個別財務諸表」に従って個別財務諸表を作成する企業も含めて、すべての企業に等しく適用される。	IFRS X.6
IAS 1.5	本基準 [案] は、営利目的の企業（パブリック・セクターの事業部門を含む。）に適した用語を使用している。民間セクター又はパブリック・セクターで非営利事業を営む企業が本基準 [案] を適用する場合には、財務諸表の特定の科目、区分、小計又は合計及び財務諸表そのものの表記を修正する必要がある可能性がある。	IFRS X.7
IAS 1.6	同様に、IAS 第 32 号「金融商品：表示」で定義されている資本のない企業（例えば、一部のミューチュアル・ファンド）や、出	IFRS X.8

	資金が資本ではない企業（例えば、一部の協同組合）は、財務諸表における会員又は投資信託受益権者の持分の表示を修正する必要がある可能性がある。	
	定 義	
IAS 1.7	実務上不可能な 企業が要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、それを適用することができない場合、当該要求事項の適用は実務上不可能である。	IFRS X. 付録 A
IAS 1.7	国際財務報告基準 (IFRS) 基準 <u>IFRS 基準</u> とは、国際会計基準審議会 (IASB 当審議会) が公表した基準及び解釈指針をいう。次のもので構成される。 (a) 国際財務報告基準 (b) 国際会計基準 (c) IFRIC解釈指針 (d) SIC解釈指針	IFRS X. 付録 A
IAS 1.7	その他の包括利益 他の IFRS 基準が要求又は許容するところにより純損益に <u>の</u> 外で認識される <u>ない</u> 収益及び費用 <u>の項目</u> （組替調整額を含む）	IFRS X 付録 A
IAS 1.7	<u>付録Aはその他の包括利益を定義している。その他の包括利益の内訳項目には次のものが含まれる。</u> (a) 再評価剰余金の変動（IAS 第16号「有形固定資産」及びIAS 第38号「無形資産」参照） (b) 確定給付制度の再測定（IAS 第19号「従業員給付」参照） (c) 在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額（IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」参照） (d) IFRS 第9号「金融商品」の5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に対する投資から生じる利得及び損失 (da) <u>(e)</u> IFRS 第9号の4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得及び損失 (e) <u>(f)</u> キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得及び	IFRS X.B50

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	損失の有効部分並びにIFRS 第9号の5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に対する投資をヘッジするヘッジ手段に係る利得及び損失 (IFRS 第9号の第6章参照) (f)(g) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の負債について、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額 (IFRS 第9号の5.7.7項参照) (g)(h) オプションの時間的価値の価値変動 (オプション契約の本源的価値と時間的価値を分離して本源的価値の変動だけをヘッジ手段として指定している場合) (IFRS 第9号の第6章参照) (h)(i) 先渡契約の先渡要素の価値の変動 (先渡契約の先渡要素と直物要素を分離して直物要素だけをヘッジ手段として指定している場合) 及び金融商品の外貨ベース・スプレッドの価値の変動 (ヘッジ手段としての当該金融商品の指定から除外している場合) (IFRS 第9号の第6章参照) (i)(j) IFRS 第17号の範囲に含まれる発行した契約から生じた保険金融収益及び金融費用のうち純損益から除外されたもの (保険金融収益又は費用の合計を、IFRS 第17号「保険契約」の第88項(b)を適用して規則的な配分によって、又はIFRS 第17号の第89項(b)を適用して基礎となる項目について生じた金融収益又は金融費用との会計上のミスマッチを除去する金額によって決定した金額を純損益に含めるために分解する場合) (j)(k) 保有している再保険契約から生じた金融収益及び費用のうち純損益から除外されたもの (再保険金融収益又は費用の合計をIFRS 第17号の第88項(b)を適用して規則的な配分によって決定した金額を純損益に含めるために分解する場合)	
IAS 1.7	組替調整額 当期又は過去の期間においてその他の包括利益で認識され<u>に含められ、当期報告期間</u>において純損益に組み替えられた金額	IFRS X. 付録 A
IAS 1.7	包括利益合計 <u>所有者資本に分類される請求権の保有者</u>としての立場での<u>所有者資本に分類される請求権の保有者</u>との取引による資本の変動以外の取引及びその他の事象による、ある報告	IFRS X. 付録 A

	期間における資本の変動 包括利益合計は、「純損益」及び「その他の包括利益」のすべての内訳項目からなる。	
IAS 1.8	本基準 <u>〔案〕</u> は「その他の包括利益」、「純損益」及び「包括利益合計」の用語を使用しているが、企業は、意味が明確である限り、<u>本基準〔案〕で要求している合計、小計及び科目を示すために他の用語を使用することができる。</u>例えば、「純損益」を示すために「純利益(net income)」の用語を使用することができる。	IFRS X.12
	財務諸表	
	完全な 1 組の財務諸表	
IAS 1.11	企業は完全な 1 組の財務諸表において、<u>すべての計算書基本財務諸表のそれぞれを同等の目立ち方で表示しなければならない。</u>	IFRS X.15
	一般的特性	
	重要性と集約	
IAS 1.31	いくつかの IFRS <u>基準</u>は、<u>基本財務諸表（注記を含む）に記載において表示するか又は注記において開示することが要求される情報を定めている。</u>企業は、IFRS <u>基準</u>で要求されている具体的な表示又は開示がもたらす情報に重要性がない場合には、当該表示又は開示を提供する必要はない。これは、IFRS <u>基準</u>が具体的な要求事項のリストを記載している場合や、最低限の要求事項として記述している場合であっても、同じである。また、企業は、IFRS <u>基準</u>における具体的な要求事項に準拠するだけでは、<u>特定の取引、並びにその他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供しなければならないかどうかを検討しなければならない。</u>	IFRS X.24
	相 殺	
IAS 1.32	企業は、IFRS <u>基準</u>で要求又は許容している場合を除き、資産と負債、又は収益と費用を相殺してはならない <u>(B16 項から B17 項参照)</u>。	IFRS X.29
IAS 1.33	企業は、資産と負債の双方及び収益と費用の双方を別個に報告する。<u>純損益及びその他の包括利益財務業績の計算書又は財政状態計算書における相殺は、相殺が取引又は他の事象の実質を反映す</u>	IFRS X.30

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	る場合を除き、 <u>財務諸表</u> 利用者が発生した取引、 その並びにその 他の事象及び状況を理解する能力及び <u>財務諸表</u> 利用者が企業の将来キャッシュ・フローを評価する能力の双方を損なう。資産の測定を評価性引当金（例えば、棚卸資産に係る陳腐化引当金や債権に係る貸倒引当金）を控除した後の純額で行うことは、相殺ではない。	
IAS 1.34	<u>第 29 項は、IFRS 基準で要求又は許容されている場合を除き、企業が相殺を行うことを禁止している。</u> IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」は、企業が顧客との契約から生じる収益の測定を、約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で行うことを要求している。例えば、認識される収益の金額は、企業が与える割引及び数量リベートを反映する。企業は、通常の活動の過程で、収益を生み出さないが主要な収益創出活動に付随するその他の取引を行う。企業は、そのような取引の結果を、その表示又は開示が当該取引又はその他の事象の実質を反映する場合には、収益を同じ取引について生じた関連する費用と相殺して、 <u>基本財務諸表において表示するか又は注記において開示する。</u> 例えば、	IFRS X.B16
	報告の頻度	
IAS 1.36	企業は、完全な1組の財務諸表（比較情報を含む）を、少なくとも年に1度は <u>報告提供</u> しなければならない。企業が報告期間の期末日を変更して、年次財務諸表を1年よりも長い期間又は短い期間について <u>作成提供</u> する場合には、財務諸表の対象期間に加えて、次の事項を開示しなければならない。 (a) 1年よりも長い期間又は短い期間を使用している理由 (b) 財務諸表に <u>表示している含めた金額</u> が完全に比較可能ではない旨	IFRS X.31
IAS 1.37	通常、企業は1年間についての財務諸表を継続的に作成する。しかし、実務上の理由で、例えば、 52 週間 について報告することを選択する企業もある。本基準 <u>[案]</u> はこのような実務を妨げるものではない。	IFRS X.32
	比較情報	
	最低限の比較情報	
IAS 1.38	IFRS <u>基準</u> が別のことを許容又は要求している場合を除き、企業	IFRS X.34

	は、当期の財務諸表で報告するすべての金額について、 <u>前報告期間</u> に係る比較情報を <u>開示提供</u> しなければならない。当期の財務諸表の理解への目的適合性がある場合には、企業は、説明的・記述的な情報に関する比較情報も含めなければならない。	
IAS 1.38A	企業は、最低限、基本財務諸表のそれぞれ及び注記において <u>当報告期間及び前期 2 つの財政状態計算書、2 つの純損益及びその他の包括利益計算書、2 つの分離した純損益計算書（表示する場合）、2 つのキャッシュ・フロー計算書及び 2 つの持分変動計算書、並びに関連する注記</u> を表示しなければならない。	IFRS X.35
IAS 1.38B	場合によっては、 <u>前報告期間</u> 以前の財務諸表で提供した記述的情報が、当期においても引き続き目的適合性を有することがある。例えば、企業は、前期の期末日現在で結果が不確実であり、未だに解消されていない係争事件の詳細を当期に開示する。前期の期末日現在で不確実性が存在していたという情報の開示及びその不確実性を解消するために当期中にとられた措置に関する情報の開示は、 <u>財務諸表</u> 利用者に役立つ場合がある。	IFRS X.B19
	追加的な比較情報	
IAS 1.38C	企業は、IFRS 基準に従って作成されている場合に限り、IFRS 基準が要求する最低限の比較財務諸表情報に追加して比較情報を表示提供することができる。この比較情報は、第 10 項で言及した <u>基本財務諸表計算書</u> の 1 つ又は複数を構成する場合があるが、完全な 1 組の財務諸表を構成する必要はない。この場合、企業は、それらの追加的な <u>基本財務諸表計算書</u> について、関連する注記を表示開示しなければならない。	IFRS X.B20
IAS 1.38D	例えば、企業は、第 3 の <u>純損益及びその他の包括利益財務業績</u> の計算書を表示する（それにより、 <u>当報告期間</u> 、前期及び 1 期の追加的な比較対象期間を表示する）ことができる。しかし、当該企業は、第 3 の財政状態計算書、第 3 のキャッシュ・フロー計算書、あるいは第 3 の持分変動計算書（すなわち、追加的な比較財務諸表）の表示は要求されない。企業は、 <u>財務諸表注記</u> において、その追加の <u>純損益及びその他の包括利益財務業績</u> の計算書に関する比較情報を表示開示することを要求される。	IFRS X.B21
	会計方針の変更、遡及的修正再表示又は組替え	
IAS 1.40A	企業は、次に該当する場合には、第 38A <u>35</u> 項で要求している最低限の比較財務諸表情報に加えて、 <u>前報告期間</u> の期首現在の第 3	IFRS X.36

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	の財政状態計算書を表示しなければならない。 (a) 会計方針の遡及適用、財務諸表上の項目の遡及的修正再表示、又は財務諸表上の項目の組替えを行い、かつ、 (b) その遡及適用、遡及的修正再表示又は組替えが、前期の期首現在の財政状態計算書における情報に対して重要性がある影響を与える。	
IAS 1.40B	第 40A<u>36</u> 項に示した状況においては、企業は、次の時点での 3 つの財政状態計算書を表示しなければならない。 (a) 当報告期間の期末 (b) 前報告期間の期末 (c) 前報告期間の期首	IFRS X.37
IAS 1.40C	企業が第 40A<u>36</u> 項に従って追加第 3 の財政状態計算書の表示を要求される場合には、第 41 項から第 44 項第 40 項から第 41 項及び IAS 第 8 号で要求している情報を開示しなければならない。ただし、企業は、前報告期間の期首現在の期首財政状態計算書に関連する注記を表示<u>提供</u>する必要はない。	IFRS X.38
IAS 1.40D	その期首財政状態計算書の日付は、前報告期間の期首現在としなければならない。これは企業の財務諸表が（第 38C<u>B20</u> 項で認めている）それ以前の期間に係る比較情報を表示<u>提供</u>しているかどうかを問わない。	IFRS X.39
IAS 1.41	企業が財務諸表上の項目の表示、<u>開示</u>又は分類を変更する場合には、組替えが実務上不可能な場合を除き、比較金額を組み替えなければならない。（前報告期間の期首現在を含む）比較金額を組み替える際に、企業は次の事項を開示しなければならない（<u>B22</u> 項から <u>B23</u> 項参照）。 (a) 組替えの性質 (b) 組み替えたそれぞれの項目又は項目クラスの金額 (c) 組替えの理由	IFRS X.40
IAS 1.42	比較金額の組替えが実務上不可能な場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。 (a) 当該金額を組み替えない理由 (b) 当該金額を組み替えていたならば行われたであろう修正の性質	IFRS X.41

IAS 1.43	<u>第 40 項は、企業が財務諸表における情報の表示、開示又は分類を変更する場合に、比較情報を組み替えることを企業に要求している。情報の期間ごとの比較可能性を向上させることは、特に予測目的での財務情報のトレンドの評価を可能にすることにより、財務諸表利用者が経済的意思決定を行うのに役立つ。状況によっては、特定の過去の報告期間の比較情報を当期との比較可能性継続性を達成するように組み替えることが実務上不可能である。例えば、企業が過去の期間において組替えを可能にするような方法でデータを収集しておらず、かつ、その情報を作り直すことが実務上不可能である場合がある。</u>	IFRS X.B22
IAS 1.44	IAS 第 8 号「<u>作成の基礎、会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬</u>」は、企業が会計方針を変更するか又は誤謬を訂正する場合に要求される比較情報の調整を示している。	IFRS X.B23
	表示の継続性	
IAS 1.45	企業は、財務諸表上の項目の表示、開示及び<u>と分類を、ある報告期間から次の報告期間へと維持しなければならない。ただし、次の場合を除く (B18 項参照)。</u> (a) 企業の事業の性質の著しい変更又は財務諸表の見直しの結果、IAS 第 8 号「<u>作成の基礎、会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬</u>」における会計方針の選択と適用の要件に照らし、別の表示、開示又は分類の方がより適切であることが明らかな場合 (b) IFRS 基準が表示、開示又は分類の変更を要求している場合	IFRS X.33
IAS 1.46	<u>第 33 項(a)は、他の表示、開示又は分類の方がより適切となることが明らかである場合には、企業が財務諸表上の項目の表示、開示又は分類を変更することを認めている。例えば、重大な取得若しくは処分、又は財務諸表の表示の見直しにより、財務諸表を異なった形で表示変更する必要があることが示唆される場合がある。企業が財務諸表の表示、開示又は分類を変更するのは、当該変更後の表示がもたらす情報の方が、財務諸表の利用者にとって信頼性があり目的適合性のより高い有用な情報を提供し、かつ、変更後の構成表示、開示又は分類が継続する可能性が高いことにより、比較可能性が損なわれない場合のみである。そのような表示の変更を行う場合には、企業は、第 41 項及び第 42 項<u>第 40 項から第 41 項に従って比較情報を組み替える。</u></u>	IFRS X.B18

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	構成及び内容	
	財務諸表の特定	
IAS 1.49	企業は財務諸表を明瞭に特定し、同じ公表書類中の他の情報と区別しなければならない (B1 項から B2 項参照)。	IFRS X.16
IAS 1.50	IFRS 基準は財務諸表に対してのみ適用され、年次報告書、規制当局に対する提出書類及び他の文書において記載提供される他の情報には必ずしも適用されない。したがって、財務諸表利用者が、IFRS 基準を用いて作成された情報と、利用者にとって有益かもしれないがその要求事項の対象とはならない他の情報とを区別できるようにすることが重要である。	IFRS X.17
IAS 1.51	企業は、各基本財務諸表計算書及び注記を明瞭に特定しなければならない。さらに、下記の情報を目立つように表示し、表示提供する情報を理解可能なものとするために必要な場合には、繰り返さなければならない。 (a) 報告企業の名称又は他の識別手段、及び直前の報告期間の期末日からの当該情報の変更 (b) 財務諸表は個別企業の財務諸表なのか、企業集団の財務諸表なのか (c) 報告期間の期末日又は 1 組の財務諸表若しくは注記の対象期間 (d) 表示通貨 (IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」で定義) (e) 財務諸表上の金額の表示について使用している表示単位	IFRS X.18
IAS 1.52	企業は、第 54.16 項の要求事項について、財務諸表のページ、計算書、注記、列等に適切な見出しを表示する示すことにより満たす。こうした情報の最善の表示提供方法を決定するには、判断が必要である。例えば、企業が財務諸表を電子的に表示提供する場合には、ページの区分は必ずしも行われたい。そのため、企業は、財務諸表に含まれる情報が理解できることを確実にするため、上記の項目を表示提供する。	IFRS X.B1
IAS 1.53	企業は、情報を表示通貨の千又は百万の単位で表示示すことによって、財務諸表をより理解しやすくすることが多い。これは、企	IFRS X.B2

	業が表示単位を開示していて、重要性がある情報を省略していない限り、許容される。	
	財政状態計算書	
	財政状態計算書に表示すべき情報	
IAS 1.56	企業が流動・非流動資産及び流動・非流動負債を財政状態計算書上に別個の分類として表示する場合に、繰延税金資産（負債）を流動資産（負債）として分類してはならない。	IFRS X.86
IAS 1.57	本基準 <u>〔案〕</u> は、企業が<u>財政状態計算書において項目を表示する順序や様式を定め</u>ない。第 <u>5482</u> 項は、単に、性質又は機能の違いが十分に大きいことにより財政状態計算書において区分表示することが必要となる項目を列挙したものである。さらに、 (a) <u>第 42 項を適用して</u>、科目は、ある項目又は類似の項目を集約したものの大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合に記載される。 (b) 項目又は類似の項目を集約したものに使用する表記及び記載順序は、企業の性質及びその取引の性質に応じて、当該企業の財政状態の理解への目的適合性がある情報を提供するために修正することができる。例えば、金融機関は、金融機関の営業に関連性のある情報を提供するために、上記の第 82 項における表記を修正することができる。	IFRS X.83
IAS 1.58	第 83 項(a)を適用して、企業は、追加の項目を別個に表示するか否かについて、次の事項の検討に基づいて判断する。 (a) 資産の性質及び流動性 (b) 企業内における資産の機能 (c) 負債の金額、性質及び返済時期	IFRS X.B12
IAS 1.59	異なるクラスの資産について異なる測定基礎を使用することは、資産の性質や機能が異なっており、したがって、企業がそれらを別個の科目として表示していることを示唆する。例えば、異なるクラスの有形固定資産を、IAS 第 16 号「 <u>有形固定資産</u> 」に従って取得原価又は再評価額で計上することができる。	IFRS X.B13
	流動・非流動の区分	

「全般的な表示及び開示」に関する設例

IAS 1.60	企業は、 第 66 項から第 76 項 第 87 項から第 88 項に従って、財政状態計算書において、流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債を、別々の区分として表示しなければならない。ただし、流動性に基づく表示が、 <u>信頼性があり当該資産及び負債を忠実に表現し</u> 目的適合性のより高い情報を提供する場合を除く。その例外に該当する場合には、企業はすべての資産及び負債を流動性の順序に従って表示しなければならない(<u>B53 項から B56 項参照</u>)。	IFRS X.84
IAS 1.61	いずれの表示方法を採用した場合でも、企業は下記の両方で回収又は決済が見込まれる金額を合算している資産及び負債科目のそれぞれについて、12 か月より後に回収又は決済が見込まれる金額を開示しなければならない。 (a) 報告期間後 12 か月以内 (b) 報告期間後 12 か月超	IFRS X.85
IAS 1.62	<u>第 84 項を適用して、企業が明確に識別可能な営業循環期間の中で財又はサービスを提供している場合に、</u> 財政状態計算書で流動及び非流動の資産及び負債を別々に分類することは、運転資本として絶えず循環している純資産を、企業の長期的な営業活動に使用されている純資産と区別することにより有用な情報を提供する。そうすることはまた、当営業循環期間内に実現が見込まれる資産及び同 <u>報告期間内に決済期限が到来する負債を明らかにする。</u>	IFRS X.B53
IAS 1.63	一部の企業（金融機関など）では、資産及び負債の表示を流動性の昇順又は降順で行う方が、流動・非流動の表示よりも <u>信頼性があり当該資産及び負債を忠実に表現し</u> 目的適合性の高い情報を提供する。そうした企業は、明確に識別可能な営業循環期間の中で財又はサービスを提供していないからである。	IFRS X.B54
IAS 1.64	第 60 <u>84</u> 項を適用する際に、企業が一部の資産及び負債を流動・非流動の分類を用いて表示し、他のものを流動性の順序に従って表示することが認められる。それは、これにより <u>信頼性があり当該資産及び負債を忠実に表現し</u> 目的適合性のより高い情報が提供される場合である。混合方式での表示の必要性は、企業が多様な事業活動を行っている場合に生じる可能性がある。	IFRS X.B55
IAS 1.65	資産及び負債の実現見込日に関する情報は、企業の流動性と支払能力を評価する際に有用である。IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IFRS X.B56

	は、金融資産及び金融負債の満期日分析の開示を要求している。金融資産には売掛金及びその他の債権が含まれ、金融負債には買掛金及びその他の債務が含まれる。資産及び負債が流動又は非流動のいずれに分類されているにしても、棚卸資産などの非貨幣性資産の回収見込日や、引当金などの負債の決済見込日についての情報も有用である。例えば、企業は、回収が見込まれるのが報告期間後 12 か月超となっている棚卸資産の金額を注記において開示する。	
	流動資産	
IAS 1.66	企業は、次のいずれかの場合に、資産を流動資産に分類しなければならない (B57 項から B58 項参照)。 (a) 企業が、企業の正常営業循環期間において、当該資産を実現させることを見込んでいるか、又は販売若しくは消費することを意図している場合 (b) 企業が、主として売買目的で当該資産を保有している場合 (c) 企業が、報告期間後 12 か月以内に当該資産を実現させることを見込んでいる場合 (d) 当該資産が現金又は現金同等物 (IAS 第 7 号に定義) である場合。ただし、当該資産を交換すること又は負債の決済に使用することが、報告期間後少なくとも 12 か月にわたり制限されている場合を除く。 企業は、他のすべての資産を非流動資産として分類しなければならない。	IFRS X.87
IAS 1.67	第 87 項は、流動に分類されないすべての資産を非流動として分類することを企業に要求している。本基準 [案] では、「非流動」という用語を長期性の有形資産、無形資産及び金融資産を含むように使用している。意味が明瞭である限りは、代替的な表現を使用することを妨げない。	IFRS X.B57
IAS 1.68	企業の営業循環期間とは、加工のために資産を取得し、それが現金又は現金同等物として実現するまでの期間をいう。企業の正常営業循環期間が明確に識別できない場合には、その期間は 12 か月であると仮定する。流動資産には、たとえ報告期間後 12 か月以内に実現が見込まれていない場合であっても、正常営業循環過程の一環として販売、消費又は実現される資産 (棚卸資産及び売	IFRS X.B58

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	掛金等)が含まれる。流動資産には、主として売買目的で保有される資産(例として、IFRS 第9号の売買目的保有の定義に該当する一部の金融資産が含まれる)及び非流動金融資産の流動部分も含まれる。	
	流動負債	
IAS 1.69	企業は、次のいずれかの場合に、負債を流動負債に分類しなければならない (B59 項から B65 項参照)。 (a) 企業が、企業の正常営業循環期間において当該負債を決済することを見込んでいる場合 (b) 企業が、主として売買目的で当該負債を保有している場合 (c) 当該負債の決済期限が報告期間後 12 か月以内に到来する場合 (d) 負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期することのできる無条件の権利を企業が有していない場合 (第 73B62 項参照)。負債の条件が、相手方の選択で資本性金融商品の発行により決済される可能性のあるものであっても、分類には影響を与えない。 企業は、他のすべての負債を非流動負債として分類しなければならない。	IFRS X.88
IAS 1.70	第 88 項は、企業が負債を流動として分類することを要求される場合を特定している。流動負債の中には、買掛金や人件費その他の営業費用の発生額などのように、正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものもある。企業はそのような営業項目について、たとえ決済期限が到来するのが報告期間後 12 か月超であっても流動負債に分類する。企業の資産及び負債の分類には、同一の正常営業循環期間を適用する。企業の正常営業循環期間が明確に識別可能でない場合には、その期間は 12 か月と仮定される。	IFRS X.B59
IAS 1.71	他の流動負債は、正常営業循環の一部としては決済されないが、その決済期限が報告期間後 12 か月以内であるか又は主として売買目的で保有されているものである。例としては、IFRS 第9号における売買目的保有の定義を満たす一部の金融負債、当座借越、並びに非流動金融負債の流動部分、未払配当金、未払法人所得税、その他の非営業債務などである。長期間(すなわち、正常	IFRS X.B60

	営業循環期間内に使用される運転資本の一部ではないもの)にわたってファイナンスを提供する金融負債で決済期限が報告期間後 12 か月以内でないものは、 <u>第 74B 項及び第 75 項 B63 項から B64 項</u> の例外を除き非流動負債である。	
IAS 1.72	たとえ下記の場合であっても、決済期限が報告期間後 12 か月以内に到来する場合には、企業は金融負債を流動に分類する。 (a) 当初の決済期間が 12 か月よりも長い期間であり、かつ (b) 長期の借換え又は決済期限変更の契約を締結したのが、報告期間後で財務諸表の発行の承認前である場合	IFRS X.B61
IAS 1.73	企業が、既存の融資枠に基づいて、債務について報告期間後少なくとも 12 か月にわたる借換え又はロールオーバーを見込んでおり、かつ、そうする裁量権を有している場合には、仮にそのような借換え等がなければもっと短い期間内に決済期限が到来することとなるとしても、当該債務を非流動に分類する。しかし、債務の借換え又はロールオーバーが企業の自由裁量ではない場合（例えば、借換への取決めがない場合）には、企業は、当該債務の借換の可能性を考慮せず、当該債務を流動に分類する。	IFRS X.B62
IAS 1.74	企業が報告期間の末日以前に長期借入れの取決めの条項に違反し、それにより当該負債が要求払となる場合には、たとえ報告期間後かつ財務諸表の公表の承認前に、貸手が違反の結果としての返済を要求しないことに合意したとしても、企業は当該負債を流動に分類する。報告期間の末日現在で、当該負債の決済を少なくとも 12 か月延期できる無条件の権利を有していないため、企業は当該負債を流動に分類する。	IFRS X.B63
IAS 1.75	ただし、その間に借手が違反を是正することができ、貸手は即時返済の要求ができない猶予期間として報告期間後少なくとも 12 か月与えることに貸手が報告期間の末日までに同意した場合には、企業は当該負債を非流動に分類する。	IFRS X.B64
IAS 1.76	流動負債として分類した貸付金に関して、報告期間の末日と財務諸表の公表の承認日との間に下記の事象が発生した場合には、当該事象は、IAS 第 10 号「後発事象」に従って、修正を要しない後発事象として開示される。 (a) 長期での借換え	IFRS X.B65

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	(b) 長期借入れの取決めの違反の是正 (c) 貸手により長期借入れの取決めの違反を是正するための猶予期間として報告期間後少なくとも 12 か月を与えられたこと	
	財政状態計算書又は注記のいずれかに表示すべき情報	
IAS 1.79	企業は、下記の事項を、<u>注記</u>において開示するか又は財政状態計算書若しくは持分変動計算書、又は注記のいずれかにおいて表示開示しなければならない。 (a) 株式資本のクラスごとに、 (i) 授権株式数 (ii) 全額払込済みの発行済株式数及び未払込額のある発行済株式数 (iii) 1 株当たりの額面金額又は無額面である旨 (iv) 発行済株式総数の報告期間の期首と期末の調整表 (v) そのクラスの株式に付随している権利、優先権及び制限（配当支払及び資本の払戻しに関する制限を含む） (vi) 企業自身及び企業の子会社又は関連会社が保有する企業の株式 (vii) オプション契約による発行及び株式の売渡契約のために留保している株式（契約条件及び金額を含む。） (b) 資本に含まれている剰余金のそれぞれの内容及び目的	IFRS X.114
IAS 1.80	株式資本がない企業（パートナーシップや信託など）は、第 79<u>114</u> 項(a)で要求している情報に相当する情報を開示しなければならない。その際に、資本持分のそれぞれの区分の当報告期間中の変動並びに資本持分の各区分に付随している権利、優先権及び制限を表示しなければならない。	IFRS X.115
	純損益及びその他の包括利益計算書	
	当期の純損益	
IAS 1.88	企業は、ある報告期間に認識される収益及び費用のすべての項目を純損益計算書において認識しなければならない。ただし、IFRS	IFRS X.44

	基準が別のことを要求又は許容している場合は除く (第 74 項から第 81 項参照)。	
IAS 1.89	いくつかの IFRS 基準では、企業が特定の項目を当報告期間の純損益計算書の外で認識する状況を定めている。IAS 第 8 号は、そうした 2 つの状況、すなわち、誤謬の訂正及び会計方針の変更の影響について定めている。他の IFRS 基準では、「財務報告に関する概念フレームワーク」の収益又は費用の定義を満たすその他の包括利益の内訳項目を純損益から除外することを要求又は許容している (第 7B50 項参照)。	IFRS X.B49
	当期のその他の包括利益	
IAS 1.90	企業は、その他の包括利益の各項目 (組替調整額を含む) に関連する法人所得税の額を、注記において開示するか又は包括利益を表示する純損益及びその他の包括利益の計算書の本体又は注記のいずれかにおいて表示しなければならない。	IFRS X.80
IAS 1.91	企業は、その他の包括利益の項目を次のいずれかの方法で表示することができる。 (a) 関連する税効果を控除した後の純額 (b) 税効果控除前とし、当該項目に関連する法人所得税の合計額を単一の金額で示す。 企業が選択肢(b)を選択する場合には、税金を、その後に純損益の部に振り替えられる可能性のある項目永久に純損益の外で報告される再測定と、将来に所定の条件が満たされた場合に純損益に含められる収益及び費用その後に純損益の部に振り替えられることのない項目とに配分しなければならない。	IFRS X.81
IAS 1.92	企業は、その他の包括利益の内訳項目に係る組替調整額を、包括利益を表示する計算書において表示するか又は注記において開示しなければならない (B51 項から B52 項参照)。	IFRS X.77
IAS 1.93	他の IFRS 基準が、過去にその他の包括利益に認識し含めた金額を純損益に組み替えるかどうか、及びいつそれを行うかを特定している。そのような組替えを、本基準 [案] では組替調整額と呼んでいる。組替調整額は、当該調整額が純損益に組み替えられる期間に、その他の包括利益の関連内訳項目として含められる。この金額は、当期又は過去の期間に未実現利得としてその他の包括利益に認識され含められている場合がある。当該未実現利得は、	IFRS X.78

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	実現利得を純損益に組み替える期間において、その他の包括利益から控除しなければならない。それらを包括利益合計に 2 回含めるのを避けるためである。	
IAS 1.94	企業は、組替調整額を、純損益及びその他の包括利益の計算書の 本体又は注記において表示することができる。組替調整額を注記 <u>において開示表示する企業は、包括利益を表示する計算書におい</u> <u>て、関連する組替調整後のその他の包括利益の項目を表示しなけ</u> <u>ればならない。</u>	IFRS X.79
IAS 1.95	組替調整額は、例えば、在外営業活動体の処分時（IAS 第 21 号参照）及びヘッジ対象とされた予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える時（キャッシュ・フロー・ヘッジに関する IFRS 第 9 号 6.5.11 項(d)参照）に生じる。	IFRS X.B51
IAS 1.96	<u>第 77 項は、その他の包括利益の内訳項目である、将来において純損益に含めることになる収益又は費用に係る組替調整額を、包括利益を表示する計算書において表示するか又は注記において開示することを企業に要求している。</u> 組替調整額は、IAS 第 16 号又は IAS 第 38 号に従って認識された再評価剰余金の変動や、IAS 第 19 号に従って認識された確定給付制度の再測定については生じない。これらの内訳項目はその他の包括利益に認識され、その後の報告期間において純損益に組み替えられることはない。再評価剰余金の変動は、その後の期間において、資産が使用されるに従って又は認識の中止をした時に、利益剰余金に振り替えることができる（IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号参照）。IFRS 第 9 号に従って、キャッシュ・フロー・ヘッジ又はオプションの時間的価値（又は先渡契約の先渡要素若しくは金融商品の外貨ベース・スプレッド）の会計処理により、それぞれ、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は資本の独立の内訳項目から除去される金額が生じ、資産又は負債の取得原価その他の帳簿価額に直接算入される場合には、組替調整額は生じない。これらの金額は資産又は負債に直接振り替えられる。	IFRS X.B52
	純損益及びその他の包括利益の計算書又は注記に表示すべき情報	
IAS 1.98	収益及び費用の項目の個別の財務業績の計算書における区分表示又は注記における開示を生じる状況には、次のようなものがある。	IFRS X.B15

	(a) 棚卸資産の正味実現可能価額への評価減、又は有形固定資産の回収可能価額への評価減、並びにこれらの当該評価減の戻入れ (b) 企業の活動のリストラクチャリング及びリストラクチャリングのコストに係る引当金の戻入れ (c) 有形固定資産項目の処分 (d) 投資の処分 (e) 非継続事業 (f) <u>(e)</u> 訴訟の解決 (g) <u>(f)</u> 引当金のその他の戻入れ	
	持分変動計算書	
	持分変動計算書に表示すべき情報	
IAS 1.106	企業は、第 10 項で要求している持分変動計算書を表示しなければならない。持分変動計算書には次の情報が含まれる。 (a) <u>当報告期間の包括利益合計（親会社の所有者資本に分類される親会社に対する請求権の保有者と非支配持分に帰属する合計額を区別して表示する）</u> (b) 資本の各内訳項目について、IAS 第 8 号に従って認識した遡及適用又は遡及的修正再表示の影響額 (c) 〔削除〕 (d) <u>(e)</u> 資本の各内訳項目について、期首と期末の帳簿価額の調整表（最低限、次による変動を区別して開示表示） (i) 純損益 (ii) その他の包括利益 (iii) <u>所有者資本に分類される請求権の保有者としての立場での所有者資本に分類される請求権の保有者との取引（所有者資本に分類される請求権の保有者による拠出と所有者資本に分類される請求権の保有者への分配、及び支配の喪失とならない子会社に対する所有持分資本に分類される請求権の変動を区別して示す）</u>	IFRS X.89

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	持分変動計算書又は注記に表示すべき情報	
IAS 1.106A	資本の各内訳項目について、企業は、その他の包括利益の項目別の分析を持分変動計算書又は注記のいずれかにおいて表示するか又は注記において開示しなければならない(第 106 項(d) 第 89 項(c)(ii)参照)。	IFRS X.91
IAS 1.107	企業は、当報告期間中に所有者資本に分類される請求権の保有者への分配として認識した配当額、及び関連する 1 株当たりの配当金額を、持分変動計算書又は注記のいずれかにおいて表示するか又は注記において開示しなければならない。	IFRS X.92
IAS 1.108	第 106 89 項において、資本の内訳項目には、例えば、各クラス別の拠出持分、その他の包括利益の各クラス別の累計額及び利益剰余金が含まれる。	IFRS X.93
IAS 1.109	報告期間の期首と期末の間の企業の資本の変動は、当期中の純資産の増減を反映する。所有者資本に分類される請求権の保有者としての立場での所有者資本に分類される請求権の保有者との取引(持分拠出、企業自身の資本性金融商品の再取得及び配当等)から生じる変動と当該取引に直接関係する取引コストを除いて、ある期間中の資本全体の変動は、企業の当期中の活動により生じた収益及び費用(利得及び損失を含む)の合計額を表す。	IFRS X.94
IAS 1.110	IAS 第 8 号は、他の IFRS 基準の経過措置が異なる要求をしている場合を除き、実務上可能な範囲で、会計方針の変更を行うにあたり遡及修正を要求している。IAS 第 8 号は、誤謬の訂正のための修正再表示を、実務上可能な範囲で、遡及して行うことも要求している。IFRS 基準が資本の他の内訳項目の遡及修正を要求している場合を除き、遡及修正と遡及的修正再表示は、資本の変動ではなく、利益剰余金の期首残高の調整である。第 106 89 項(b)は、持分変動計算書において、会計方針の変更に伴う資本の各内訳項目について生じた修正額の合計について、誤謬の訂正と別個に開示表示することを要求している。当該修正額は、過去の各報告期間及び当報告期間の期首について開示表示する。	IFRS X.90
	キャッシュ・フロー計算書	
IAS 1.111	キャッシュ・フロー情報は、財務諸表の当該企業の現金及び現金同等物を生み出す能力並びに企業が当該キャッシュ・フローを利用するニーズを評価するための基礎を利用者に提供する。IAS 第	IFRS X.95

	7号は、キャッシュ・フロー情報の表示及び開示についての要求事項を示している。	
	注 記	
	構 成	
IAS 1.112	<u>注記は、次のことを行わなければならない。企業は、注記において下記を開示しなければならない。</u> (a) <u>第 117 項から第 124 項に従って、財務諸表の作成の基礎 (IAS 第 8 号の第 6K 項から第 6N 項参照) 及び使用した具体的な会計方針 (IAS 第 8 号の第 27A 項から第 27G 項参照) に関する情報を表示する。</u> (b) <u>IFRS 基準で要求している情報のうち基本財務諸表においてのどこにも表示されていないものを開示する。</u> (c) <u>基本財務諸表においてのどこにも表示されていないが、基本財務諸表のいずれかの理解への目的適合性がある情報を提供する。</u>	IFRS X.96
IAS 1.113	企業は、実務上可能な限り、注記を体系的な方法で表示しなければならない。体系的な方法を決定する際に、企業は財務諸表の理解可能性及び比較可能性への影響を考慮しなければならない。企業は、<u>基本財務諸表財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益の計算書、持分変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書の各項目を注記における関連する情報と相互参照しなければならない (B66 項参照)。</u>	IFRS X.97
IAS 1.114	<u>第 97 項は、注記を体系的な方法で表示することを企業に要求している。注記の体系的な順序付け又はグループ分けの例には、次のようなものがある。</u> (a) 企業の活動のうち企業が自らの財務業績及び財政状態の理解への目的適合性が最も高いと考えている領域を目立たせる (特定の<u>営業事業</u>活動に関する情報を一緒にグループ分けするなど)。 (b) 同様に測定する項目 (公正価値で測定する資産など) に関する情報を一緒にグループ分けする。 (c) <u>純損益及びその他の包括利益財務業績</u>の計算書及び財政状	IFRS X.B66

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	態計算書における科目の順序に従う。例えば、 (i) IFRS 基準に準拠している旨の記述 (<u>IAS 第 8 号の第 146B 項</u>参照) (ii) 適用している重要な会計方針 (<u>IAS 第 8 号の第 11727A 項</u>参照) (iii) 財政状態計算書及び純損益及びその他の包括利益財務業績の計算書並びに持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に表示した項目についての裏付けとなる情報 (各計算書が提供され、各科目が表示されている順序で) (iv) その他の開示 (次の項目を含む) (1) 偶発負債 (IAS 第 37 号参照) 及び未認識の契約上のコミットメント (2) 非財務の開示、例えば、企業の金融リスク管理目標及び方針 (IFRS 第 7 号参照)	
IAS 1.116	企業は、財務諸表作成の基礎及び具体的な会計方針に関する情報を提供する注記を、財務諸表の別個のセクションとして表示開示することもできる。	IFRS X.98
	自己資本	
IAS 1.134	企業は、注記において、自己資本の管理に関する企業の目的、方針及び手続を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示しなければならない。	IFRS X.111
IAS 1.135	第 134111 項に従うために、企業は注記において次の事項を開示する。 (a) 自己資本の管理に関する企業の目的、方針及び手続についての定性的情報 (以下を含む) (i) 企業が何を自己資本として管理しているのかの説明 (ii) 企業が外部から課された自己資本規制の対象となっている場合、当該規制の内容、及び当該規制が自己資本の管理にどのように組み込まれているのか (iii) 企業はどのように自己資本管理の目的を達成しているのか	IFRS X.112

	(b) 企業が自己資本として管理しているものに関する定量的データの要約。一部の企業は、一部の金融負債（例えば、一定の形式の劣後債務）を自己資本の一部とみなしている。他の企業は、資本の一部の内訳項目（例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じた部分）を除いたものを自己資本とみなしている。 (c) 前報告期間からの(a)及び(b)の変更 (d) 当期中に、企業が対象となっている外部から課された自己資本規制を遵守したかどうか (e) 企業がそのような外部から課された自己資本規制を遵守していなかった場合、遵守しなかったことの影響 企業は、これらの注記開示の基礎を、経営幹部に内部的に提供される情報に置く。	
IAS 1.136	企業は、さまざまな方法で自己資本を管理し、さまざまな異なる自己資本規制の対象となっている場合がある。例えば、コングロマリットは、保険活動や銀行活動を行っている企業を含んでいる場合があり、そうした企業が複数の法域で営業を行っている場合もある。自己資本規制や自己資本をどのように管理しているのかに関する集約した開示が有用な情報を提供しなかったり、企業の自己資本の源泉についての財務諸表利用者の理解を歪めたりする場合には、企業は当該企業が対象となっている自己資本規制のそれぞれについて別個に情報を開示しなければならない。	IFRS X.113
	その他の開示	
IAS 1.137	企業は、注記において次の事項を開示しなければならない。 (a) 財務諸表の発行の承認前に提案又は宣言したが、当報告期間中に所有者資本に分類される請求権の保有者への配分として認識していない配当の金額、及び関連する 1 株当たりの金額 (b) 認識していない累積型優先配当の金額がある場合には、当該金額	IFRS X.116
IAS 1.138	企業は、次の事項を財務諸表とともに公表する情報のどこにも開示していない場合には、当該事項を注記において開示しなければならない。	IFRS X.99

「全般的な表示及び開示」に関する設例

	(a) 当該企業の本拠地及び法的形態、法人設立国並びに登記上の 本社の住所（又は登記住所と異なる場合の主要な事業所の所 在地） (b) 当該企業の事業の性質及び主要な (principal) <u>主要な (main)</u> <u>事業活動</u>に関する記述 (c) 親企業の名称及びグループの最終的な親会社の名称 (d) 存続期間が有限の企業である場合には、その存続期間の長さ に関する情報	
--	---	--